

# 都市建設常任委員会会議記録

日 時 令和元年10月11日（金曜日）

午前10時 2分 開議

場 所 水戸市議会 第5委員会室

午前11時 2分 散会

付託事件

(1) 所管事務調査

1 本日の会議に付した事件

(1) 報告事項

- ① ガーデンツーリズム登録制度における登録決定について (公園緑地課)
- ② 市営住宅の明渡し及び滞納家賃等支払請求訴訟の判決等について (住宅政策課)
- ③ 令和元年台風15号の被害状況について (道路管理課・公園緑地課・住宅政策課・下水道管理課)

(2) その他

2 出席委員（6名）

委員 長	飯 田 正 美 君	副 委 員 長	萩 谷 慎 一 君
委 員	中 庭 次 男 君	委 員	五 十 嵐 博 君
委 員	小 川 勝 夫 君	委 員	松 本 勝 久 君

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（なし）

5 説明のため出席した者の職、氏名

建 設 部 長	渡 邊 雅 之 君	建設部技監兼 建設計画課長	大 森 幹 司 君
道路管理課長	有 金 正 義 君	道路建設課長	安 達 茂 君
生活道路整備 課 長	川 又 弘 一 君	河川都市排水 課 長	三 村 隆 君
建 築 課 長	大 和 田 聡 君	土木補修事務 所 長	大 山 裕 己 君
内原建設事務 所 長	谷 萩 幸 治 君		
都市計画部長	高 橋 涼 君	都 市 計 画 部 副 部 長	川 崎 洋 幸 君
都市計画部技監兼 市街地整備課長	坪 貴 之 君	都市計画部技監兼 住宅政策課長	木 村 勤 君
都市計画部技監兼 泉町周辺地区 開発事務所長	加 藤 久 人 君	都市計画課長	黒 澤 純 一 郎 君
建築指導課長	井 原 孝 志 君	公園緑地課長	上 田 航 君

上下水道局 白 田 敏 範 君 下水道管理課長 鬼 澤 英 一 君  
下水道部長

下水道整備課長 松 葉 光 隆 君 下水道施設  
管理事務所長 川 原 井 正 浩 君

6 事務局職員出席者

議事係長 綱 島 卓 也 君 書 記 武 田 侑 未 子 君

午前10時 2分 開議

○飯田委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから都市建設委員会を開会します。

この際、御報告します。

本日、一般傍聴人1名がお見えになりますので、よろしく願いいたします。

[傍聴人入室]

○飯田委員長 それでは、これより議事に入ります。

初めに、報告事項の説明を行います。

それでは、ガーデンツーリズム登録制度における登録決定について、執行部より説明をお願いします。

上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 おはようございます。

それでは、都市計画部公園緑地課提出の都市建設委員会資料、ガーデンツーリズム登録制度における登録決定について、御説明いたします。

まず初めに、1のガーデンツーリズム登録制度についてでございます。

国土交通省は、今年4月に地域の活性化と庭園文化の普及を図るため、各地域の複数の庭園の連携により、魅力的な体験や交流を創出する取り組みを登録し、支援する制度として、庭園間交流連携促進計画登録制度（ガーデンツーリズム登録制度）を創設いたしました。

今年5月には第1回登録において、北海道など6地域の計画が選定されたところであり、このたび、第2回の登録におきまして、茨城県と近隣市町などが連携して計画した、いばらきガーデン&オーチャードツーリズムが、有識者による第2回審査会を経て、登録されることが決定し、国から登録証の交付を受けたところでございます。

現在、ガーデンツーリズムの登録数は全国で8地域の計画となっております。

次に、2、いばらきガーデン&オーチャードツーリズムについてでございます。

このいばらきガーデン&オーチャードツーリズムは、大地の豊かさと自然の恵みを五感で楽しむ非日常空間を計画のテーマとし、庭園の四季折々の花々や、旬の果物が楽しめる果樹園などの情報を発信するとともに、果物の旬と花の見ごろを組み合わせたツアーの企画や庭園をまたぐ共通テーマでのイベントなどに取り組んでいく内容となっております。

取り組みの主体となる自治体でございますが、茨城県、国営常陸海浜公園事務所、水戸市、笠間市、石岡市、茨城町、県観光物産協会などにより構成される茨城県公園間交流連携促進協議会というものを立ち上げてございます。

次に、構成する庭園、公園でございますが、偕楽園公園（千波公園を含む）、弘道館公園、七ツ洞公園、水戸市植物公園、国営ひたち海浜公園、笠間つつじ公園、涸沼自然公園、茨城県植物園、茨城県フラワーパークの計9庭園となっております。

今後の取り組みとしましては、果物の旬と花の見ごろを組み合わせたモデルツアーを企画することやガイドブックの作成、また、県産フルーツを使用した飲食物やお土産の開発・販売、そのほかにも庭園をまたぐ

共通テーマでのイベント等の開催，ボランティアや公園ガイドの育成などに，9庭園の皆様方とともにやっていきたいというふうに考えてございます。

なお，次ページ以降，2ページ，3ページ，4ページにつきましては，国土交通省と茨城県が同時にプレスリリースしたときの資料を添付してございますので，御参照願います。

説明は以上でございます。

○**飯田委員長** 内容について，何か御質問等がございましたら発言を願います。

中庭委員。

○**中庭委員** 質問は，この2番目の項目の中の，旬の果実が楽しめる果樹園などの情報を発信するというところですけれども，これは具体的にどんなことを言ってらっしゃるのか，お答えいただきたい。

要するに，水戸市内に果樹園というのは幾つもありますけれども，これはどんなことを行うのかということと，それからガイドブックの作成とかですね，いろいろ出ていますけれども，予算的には幾らぐらい組んでいらっしゃるのかお答えいただきたいと思います。

○**飯田委員長** 上田公園緑地課長。

○**上田公園緑地課長** ただいまの御質問にお答えいたします。

まず，資料の4ページをお開き願います。

旬の果樹につきましては，茨城県内にさまざまな果樹がございまして，鉾田のメロンですとかイチゴ，そのほかブドウ，梨，秋にはクリなど，さまざまな果物がございまして，こういったもののPRをしていくということでございます。

また，ガイドブックの作成の予算につきましては，今後関連する市町と茨城県，また，ひたち海浜公園などと話を詰めて予算の計上をしていきたいというふうに考えております。

○**飯田委員長** 中庭委員。

○**中庭委員** 水戸市の河和田町には，梨園というのがありましてね，結構，皆さん買い物に行ったり，あるいはブドウなんかも買いに行ったりしているんですけども，こういうものももっと宣伝して，地域の農業の活性化のために貢献するという事の中には含まれているんですか，確認したいと思います。

○**飯田委員長** 上田公園緑地課長。

○**上田公園緑地課長** 御質問にお答えいたします。

水戸市内の果樹園，梨に限らずイチゴ，あとリンゴですとか，そういったものも含めて，今後何か展開していければというふうに考えてございます。

○**飯田委員長** そのほか，ございませんか。

ないようですので，次に，市営住宅の明渡し及び滞納家賃等支払請求訴訟の判決等について，執行部から説明を願います。

木村技監兼住宅政策課長。

○**木村都市計画部技監兼住宅政策課長** 続きまして，お手元の都市計画部住宅政策課提出の資料をごらんください。

平成31年第1回定例会におきまして，専決処分報告をいたしました市営住宅の明け渡し及び滞納家賃



○飯田委員長 いろいろな質問がありました、執行部からお願いします。

木村技監兼住宅政策課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

まず初めに、低額での裁判ということで、以前に50万円以上という報告があったというお話なんですけれども、私が課長になってから50万円以上というようなお話はしていないかと思うんですけども、基本的に滞納されている方、今1年以上、20万円以上とかそういった形、あと直近で3カ月滞納していない、そういうような形で裁判のほうに訴えるような形をとっております。

今後につきましては、今も指導はしているんですけども、少額のうちから納付の指導をしながら分納とか、あと生活保護のほうに案内したりとか、そういう形をとりながら対応している次第でございます。

次に、2番目の裁判することによって明け渡し後にホームレスになるのではないかということですが、私のほうで明け渡しで退去された方がホームレスになっているという報告は聞いていませんので、皆さん民間の住宅に越されたり、実家に帰られたり、家族の所に入ったりという話を聞いてまして、住民票もきちんと移動しているところまでは確認しておりますので、ホームレスの生活をされているということは、ちょっと私のほうには情報は入ってきておりません。申しわけございません。

3番目の家賃減免についてですけれども、滞納者のほうにも対応できないかという話かと思うんですけども、まずは滞納する時点でちょっとそこに問題があるのではないかと個人的には思います。やはり支払うものはきちんと支払っていただかないと、減免するにしても減免の対応ができないと、そう判断できると思います。

最後に、新規入居者75人ということなんですけれども、前年度は申し込みが75人あって実際には五十何人という方が入居になっております。その前の年が130人ということで入居されているんですけども、こちらは河和田住宅の318棟と新しく建てた所に30人ほど住みかえたりして、そのカウントもあるので、100人を超えているような状態であると。過去の傾向でいくと、年々入居者は減っているというのが現状です。

以上です。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 ホームレスになった人がいないということなんですけれども、私はこれは確認したんですよ。いわゆる車上生活になってしまって、市内の公園を転々としていたと。やっとアパートが見つかって、茨城町に引っ越したという話を直接私がお話をお聞きしました。

ですから、水戸市は強制退去した後の保障を全くなしに、強制的な明け渡しを進めているのが実態だと思います。ですから、私はそういうことはやるべきではないと思います。

それから2つ目は、30万円、40万円でも強制明け渡しをしていると、以前、私は議会の中で質問いたしました。都市建設委員会でも質問いたしました。その中では50万円以上を対象とするというのがあったんですけど、今回は新しい課長になってから、それはなくなったということですね。

それで、このもう一つですね。11番ですか、死亡した入居者がいらっしゃって訴えを取り下げたということですが、今水戸市は、入居者が死亡した場合にはその子どもまで、相続するんだから滞納家賃の支払い

を求めるといふことをやっておりますが、その子どもまで高校生やあるいは大学生、成人した人たちまでやるというやり方は、これは行き過ぎじゃないかと、こうなるとサラ金並みの取り立てになってしまうんじゃないかと思うんですけれども。なぜこんなことをやるのか、お答えいただきたいというふうに思います。

それからもう一つは、連帯保証人は会社の上司とか、同僚だとか、友人だとか、親戚などが、そういう点では助けてあげたい、入居させてあげたいということで善意で連帯保証人になったんです。ところがね、実際滞納になってしまつて10年たつたら100万円以上の滞納があるから支払いを求められる。そういう例がこの中にも幾つもあります。

このような場合、税金は5年たてば不納欠損処分ができるんです。しかし、市営住宅はそういう制度があるかどうかわかりませんが、依然として滞納が残つたままということなんです。しかし、市営住宅の家賃の場合は5年以上たてば時効になるということなので、連帯保証人についてはこういう制度があるので、ここの制度を活用したらどうかということも含めてね、時効援用を適用する考えはないのか。

そうじゃないと、もう幾らでも長年にわたつて、10年、20年にわたつて滞納が続くということになるんですけれども、そういう点はどういうふうに対応するのかお答えいただきたい。

○飯田委員長 そうすると、11番の死亡の子どもまでのところから始まつていいですね。

先の2つは、自分の意見を言ったものですね。

じゃ、最後の2つ。

○松本委員 関連で。

○飯田委員長 関連ですか。

松本委員。

○松本委員 これは、裁判所のほうで、要するに判決を下したものであつて、水戸市がどうだこうだと言う問題ではないと私は思います。1番から5番までは水戸市が勝つたと。要するにね。3番、4番は連帯保証人がいなかったんだけど。それと6番から10番までの和解、そういうものの滞納があるわけですから、どちらもね。今後の支払い方法というものはどのような方法で、和解についても、その支払いの方法が決まつていふと思うんです。今後こういうふうにして月何円を支払っていきますよとか。あるいは5番までは、もうこれはだめです、支払いなさいというこれは命令だと思つて。これは裏面のほうに書いてあるんだと思うんですけれども。その辺のところを御説明いただきたいと思つて。

それ以上、これはね、やはり裁判所のほうの判決ですからね。この問題等について、どうこう言つても執行部のほうでは、やはり法に従つて手続をとつてやつたというようなことであると私は思つていふので、これをどうこう言うことは私はありません。

ですから、その辺の、この残された金額の5番までと、10番までとというやつ今後の支払いの方法。勝つたからいいやではなくて、退去命令が出たんだからいいやではなくて、やはり滞納は滞納なんです。連帯保証人は連帯保証人なりの責任は同格だと私は思つていふので。連帯保証人ですからね。ただの保証人ではございませんから、同格だというふうに思つて。

3番、4番の連帯保証人がいないというようなこのお二方の支払いも含めて、答弁をいただきたいと思つていふます。

○飯田委員長 それでは、木村課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 それでは初めに、中庭委員のほうの御質問にお答えします。

名義人が死亡になって相続人のほうまで請求するのかわりというお話については、あくまでも相続の権利をお持ちの方に関しては、そこまで追っていかないといけないかと思えます。ただ追い切れないというのが現状になった場合に、取り下げなり債権放棄という形になるかと思えます。

続きまして、連帯保証人さんのほうの滞納の請求、名義人さんも一緒なんですけれども、税金の場合ですと、不納欠損という債権放棄ということで5年で、こちらのほうで債権放棄するわけなんですけれども、税金のほうは債権という中での手当てができるということで、市営住宅の家賃になりますと、私債権ということになりますので、5年で時効は成立しているんですけれども、相手方のほうから援用の手続をしていただかないと、時効が確定しないということになっております。

次に、松本委員のただいまの御質問にお答えします。

こちらの裁判の結果、勝訴として5番目までの明け渡し請求と、あとは市営住宅のほうを退去していただきながら、分割で家賃を納付していただくような手続になっております。

あと、6番から10番の方の和解のほうに関しても、一部は連帯保証人さんが全額支払っていただいたりとか、全額ではなく連帯保証人さんの必要な分を連帯保証人さんに支払っていただいたり、あとは名義人さんが分割で納付するというような形で、約束というか書面で取り交わしております。

以上です。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、今の答弁では、相続する人はあくまでも追って請求していくと。そうすると、例えば子どもが5人いれば、あるいは3人いれば、例えば水戸市内に住んでいる場合はその人たち全てに請求をしていくということなんです。そうすると、結局、果てしないサラ金並みの取り立てということにこれはなってしまうんじゃないかと。あるいは、県外にいれば東京まで請求するとかね。そんなことまでね、これはやり過ぎですよ。ちょっとひどい取り立てだと思うんですが。相続する人までやるというやり方は、これはやめるべきではないかというふうに思います。

それから、あとは今回の取り立ての裁判の相手方は80代、70代の方も結構いらっしゃいますよね。私が会った中では80代の方もいました。それから70代の女性の方もいました。こういう高齢者の方も、いわゆる裁判にかけて追い出すということなんですけど、高齢者の方はアパートを見つけるのも非常に困難ですよ。こういう方までやるという、年齢は関係なくやるんですか。その2つについて教えてください。

それともう一つは、生活保護をやはり積極的に活用してもらって、その人の生活再建を行うということをして水戸市としてもやるべきじゃないかと。単なる裁判にかけてね、追い出して、それでいいというものではないですよ。

だから、その点では、病気になったり失業したり、そういう形で滞納する方もいらっしゃるわけですよ。そういう人には積極的に生活保護を適用させる。あるいは家賃の減免を適用するというのをやらないのか、この3つをお答えいただきたい。

○飯田委員長 木村課長。



○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

まず、相続人のほうをどこまで追うのかというお話かと思うんですけれども、こちらは住宅政策課のほうで可能な限り調査しまして、調査するにも限界がありますので、それ以上追えないということがわかれば、債権放棄というような形の手続をとっております。

高齢者の方でも訴えるのか、明け渡し請求するのかというお話ですけれども、早いうちからいろいろこちらのほうも連絡を取り合ったりしているのが現実なんですけれども、相手方のほうから一切対応していただけない悪質な滞納者という判断を下すことによって、たとえ高齢者であってもこれはやむを得ないという判断をしております。

そういった中で、相手方と相談しながら分納の手続をとったり、働いていない、病気とか、そういう実態があれば生活保護の案内をかけたたりして、あっせんしてあげたりと、そういうことをしながら今対応をしているところでございます。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 6番の方は、この方は名前をちょっと伏せますけど、書いてありますようにこの方は80歳を超えているんですね。この方は38万円の滞納で、分納までしていたんですよ。そして、別に今高齢者でも容赦なくやるんだと言う話でしたけれども、この方はちゃんと市役所と連絡をとっていた方なんですよ。それなのに裁判にかけてしまったと。もう市営住宅を出されたらば、とても行き先がないと言って私のところに相談に来たことがありましたけれども。いずれにしても、今課長が言った答弁は、私は事実に基づかない答弁だというふうに思います。非常に冷たい課長の答弁だと思います。

そして、子どもたちまで、あくまでも追いかけますと。支払ってもらおうというようなやり方までとるのは、私は市民いじめ、高齢者いじめ、所得の少ない人のいじめということになるんじゃないかと思うんですけれども、再度お答えいただきたい。

あとは、5年たてば時効援用になりますから、その時効援用について積極的にこういう制度があるんだということを、連帯保証人の方にもきちんと連絡すべきではないかと思うんですけれども、この2つをお答えいただきたい。

○飯田委員長 ちょっと内容が同じようになっていますが、じゃ、最後の答弁を。

木村課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

個人的なお話になりますので、詳細のコメントはちょっと差し控えさせていただきますんですけれども。仮に分納されていることであっても、分納誓約書の中で月々分納の額が決められた形でお支払いをしていたとすることで分納になってございます。ただ、こちらの方に関しては、分納誓約書を書いても年に2回くらいしか分納されないとか、常にたまっていってしまうような雪だるま状態じゃないですけども、分納をきちんとされていないと。あとは話し合いの中で、結局今回の方は連帯保証人さんと本人で、こういった裁判をすることによって、滞納金をほとんどもう納めていただいているような状態になっていきますので、きちんと初めから家賃を納めていただければ、こういった裁判などにはならなかったんじゃないかとは思いますが。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 終わりにする。これで最後。

じゃ、1つだけ。いいですか。

○飯田委員長 質問ですか。

○中庭委員 質問です。

私は、今、課長が言ったけれども、この方が分納していたことは間違いないんです。市役所とは連絡をとっていたことは間違いないですよ。だけれども裁判にかけられてしまったということで。連帯保証人も、もう80歳近い人なんですよ。そういう人たちをやはり裁判にかけているということなので、こういうね、弱い者いじめはやめていただきたいと思います。

それとね、もう一つは水戸市は、来年度、連帯保証人制度を廃止しますよね。その場合に、現在の連帯保証人は引き続き滞納家賃の支払いごとに裁判に訴えるのか。お答えいただきたい。

○飯田委員長 木村課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

次年度、来年4月から民法改正に伴いまして条例の改定ということで、次回の定例会のほうに提出することになっているわけですが、今入居されている方のほうは、連帯保証人さんがついたまま、そのままで4月以降も継続というような形になりますので、滞納されれば裁判に至った場合には連帯保証人さんも対象になります。

○中庭委員 それはぜひやめてほしいね。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 私が議員になった当初のころにも、このような事例があったかというふうに記憶しておりません。今回もありましたけれども、これは先ほど松本委員のほうからおっしゃいましたように、裁判の結果ですので、これにつきましては、今までも課長を初め、担当の方がいろいろ折衝したり努力をされて、やむを得ずこういう形になったのかなというふうに認識しております。

ただ、これから条例の改正があって、これからはそういう滞納額が300万円とか400万円とかにはならないような状況になるというふうに認識しておりますけれども、今回のこの裁判の関係者以外で今現在、まだ、ちょっと大きい滞納額がある方が、まだ少しいらっしゃるのかどうか、それを1点確認して、これからのどのような形になって、こういうふうなことが起きないというか、条例の改正によって起きないんだということをもう一度ちょっと確認させてもらって、質問させていただきます。

○飯田委員長 2点ですね。

木村課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 ただいまの五十嵐委員の御質問にお答えします。

今後、滞納額の多い人、いわゆる訴訟対象となるような入居者がいるのかという御質問に関してですが、今、高額滞納者がまだ相当おります。こちらの方は、作業のほうもなかなかスムーズにいけないというのが現状なので、少しずつやっていながら、ちょっと時間がかかってしまいますけれども、5年、10年とかかけながら、滞納整理をしていかなければいけないと。

あと現在、今直近というか、今年、去年などに入居されている方については、家賃の支払いのほうは

98%ぐらいの支払いの率で高いものですから、今、入っている、これから入ってくる方とかが、特に4月以降もそうなることを期待はしているんですけども。滞納されている方は少なくなってくるんじゃないかなとは想定しておりますので、4月以降になりましたらもう早い段階から納付指導をしながら、滞納が高額になる前にきちんと対応するというような形で、計画はしております。

以上です。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 ありがとうございます。

まだまだ、そういう方、対象になる方はいらっしゃるなどは思っておりましたけれども、引き続き先ほど来のやりとりの中でありますように、ただ先方がなかなか応じてくれないというのが大変かと思いますが、できるだけ声を聞きながら、懇切丁寧にしながら、まずきちんと整理をしていただきたいと思います。

以上です。

○松本委員 ちょっと最後に聞きたいんですが。いいですか。

○飯田委員長 松本委員。

○松本委員 確認をしたいんですけど、要するに5番までだったら5番まで、この判決が早いのが何月だ。6月か、6月とか8月とか。例えば1番だったら1番で判決が8月に出ていますよね。判決が出た後も連帯保証人さんとか当時者との話し合いというのは、これ、持たれた結果ということでこれは支払いは大体この金額で割っていくというと、2年間、そうだな。約2年間だと思ったような気がしたんですけど。それで、4万幾らずつ支払っていくというようなことは、これもお互いの話し合いはもうできているというふうに解釈していいんですね。これはお互いに了解しているということですね。はい、わかりました。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 ないようですので、次に令和元年台風15号の被害状況について、執行部から順次説明を願います。

有金道路管理課長。

○有金道路管理課長 それでは、令和元年台風15号の被害状況について、建設部道路管理課、都市計画部公園緑地課、住宅政策課、上下水道局下水道部下水道管理課提出の資料により、管理施設ごとに御説明いたします。

初めに、建設部の管理施設であります道路に関する被害について、道路管理課より御報告いたします。

道路につきましては、冠水が確認された場所は8カ所ございまして、うち冠水解消までに通行どめを実施した箇所は5カ所ございました。また、倒木により一般通行に支障を来した箇所が130カ所ございまして、うち倒木撤去のために通行どめを実施した箇所は3カ所ございました。

この台風被害対応に要した費用でございますが、概算で920万円になりまして、2款総務費の災害対策経費より支出することになっております。

建設部管理施設の被害については以上です。

○上田公園緑地課長 引き続き、公園緑地課所管分について、御説明いたします。

2、都市計画部管理施設のうち、1、公園・緑地等については千波公園等17カ所の公園におきまして倒木55本、幹折れ4本、枝折れ20本、倒竹などの被害が発生し、現在は撤去済みとなっております。

また、概算費用については375万円でございます。水戸市公園協会の指定管理委託料で対応したところでございます。

説明は以上でございます。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 すみません。続きまして、市営住宅のほうを御報告申し上げます。

1つは、渡里住宅のほうでトタン屋根の飛散によりまして、隣地停車中の車3台が損傷いたしました。こちらに関しては、車の持ち主の方と現在協議中でございます。

続きまして、河和田住宅のほうにおきましては、全域での停電と給水ポンプが停止しまして断水ということになりました。停電復旧後、断水のほうは解消しております。

こちらのほうは給水ポンプのメンテナンスということで、概算費用として6万円。こちらは指定管理委託料のほうから支払っております。

以上です。

○鬼澤下水道管理課長 続きまして、上下水道局下水道部管理施設につきましては、被害はございませんでした。

報告は以上でございます。

○飯田委員長 内容について、何か御質問等がありましたら発言を願います。

中庭委員。

○中庭委員 冠水の問題ですけれども、内原出張所の後ろに道路がありまして、そこがいつも雨が降ると冠水してしまうということで、非常に地元の皆さんから私のところに直接電話がありましてね、何とかしてほしいと。そして、冠水の対策をやってほしいということで、ふたの設置の改善とかね、いろいろ要望が出ていましたけれども、これはどうなっているのかということでお答えいただきたいと思います。

○飯田委員長 谷萩内原建設事務所長。

○谷萩内原建設事務所長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

9月30日ですか、要望者のほうから話がありまして、現地を確認いたしました。冠水箇所におきまして、3カ所ますがありまして、そのますが、インターロッキングブロックの600掛ける600のますでございます。そこからは、雨水が流入しない状況となっておりますので、市のほうで現地の調査をしまして、今後、そのますを、グレーチングのますにかえる計画で今のところ進んでおります。

以上でございます。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 ぜひ、早急に対応していただきたいと思います。

以上です。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

五十嵐委員。

○五十嵐委員 台風が起きるたびに、スピーディーな素早い対応をしていただきまして、本当にありがとう

ございます。また、台風が来ていますので、引き続きよろしく申し上げます。

私のほうは2点あるんですが、1点は冠水の8カ所の中で、通行どめが5カ所という所の理由ですね。それと、その5カ所の今後の対応というのは可能なのか、その辺の状況をちょっと教えていただきたいのが1つ。

もう一つは、住宅なんですが、渡里住宅で今回屋根ですか、トタン屋根ということで。幸いと言って申しわけないですけど、車の損傷で済みました。これが、住民とか地域の方に影響でもして、けがでもしたら大変なことになりますので。古い住宅と聞いていますので、今後どのような対応をされるのか、お考えがあれば教えていただきたいと思います。

以上です。

今後の対策がまだ先のほうでしょうから、今でなくて結構です。

○飯田委員長 道路の冠水のことはどうしますか。

○五十嵐委員 3カ所から5カ所。3カ所は軽かったんでしょ。その辺の状況だけ。

[発言する者あり]

○飯田委員長 先に、木村住宅政策課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 ただいまの五十嵐委員の御質問にお答えします。

渡里住宅のほうは建築してもう60年という大変古い住宅でありまして、先日の台風の後、屋根のほうも緊急的に再確認というか、ちょっとくぎが抜けているようなところは補強したり対応しております。

今後につきましては、用途廃止に向けて、来年度以降に準備をするような計画になっております。

以上です。

○飯田委員長 有金道路管理課長。

○有金道路管理課長 ただいまの五十嵐委員の御質問にお答えいたします。

冠水した箇所が8カ所ありまして、通行どめをかけなかった箇所につきましては、テニスコートの前の千波1号線、また根本漬物店の前の幹線5号線、あと偕楽園下の駐車場になりますけれども、通行どめをかける判断基準でございます15センチメートルを判断基準にしております、その15センチメートルに達していませんでしたので、通行どめはかけておりません。

以上です。

○飯田委員長 よろしいですか。

ほかに、松本委員。

○松本委員 この公園緑地課のほうなんだけれども、8款の土木費、4項の都市計画費の公園等管理費で375万円、指定管理委託料というので支払っているということですね。指定管理というのは、公園だから公園協会が支払っているというふうな解釈でいいんですね。そうすると、公園協会のほうにこの部分については、土木費とか、このほうから新たに補助をしたということになるの。当初予算の公園協会の中にこの委託料というのがあって、それでそこから支出しているのか。

ここからがよくわからないんですけど、これ、予測できないお金なものですから、これからも今年度中にまた台風なんか来て、さらに経費がかかるというようなこともあろうというふうに思いますよ。だから、この

指定管理委託料というもののお金はどこから出ているんですか。今回の375万円。

○飯田委員長 上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

公園の樹木につきましては、今回の台風に限らず年間を通して病虫害や強風等が原因で枯れてしまったり倒木したりするということがもともとございます。そういったものが一定量発生しているため、その年間を通した委託料の中で、不特定の樹木管理の予算をあらかじめ計上して対応しているところでございます。

○松本委員 当初予算で組んでいるということだ。当初予算のときに。

○上田公園緑地課長 はい。そういうことでございます。

○松本委員 幾ら組んでいるの、これ俺わかんないけど。

○上田公園緑地課長 ちなみにでございますが、今年度は2,200万円を計上しているところでございます。

○松本委員 了解。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 ないようですので、次にその他に入ります。

委員より何かございましたら発言を願います。

中庭委員。

○中庭委員 私は、今、昨日から行われたパブリックコメント、特に水戸市駅前広場における、この条例についてパブリックコメントが実施されております。これは都市計画部から議員の皆さんにパブリックコメントをやるということで、こういうものが来ましたよね。私はこれを見て、まず1つは、このパブリックコメントはいつまでやるのかということと、それから、この条例はいつ議会にかけて制定するのかということとを1つ質問したいと思います。お答えいただきたいと思います。

○飯田委員長 黒澤都市計画課長。

○黒澤都市計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目のパブリックコメントの実施期間としましては、昨日10月10日から30日間を経た後の11月8日までを予定しております。

それと、2番目の条例の制定についてなんですけど、こちらのほうは、パブリックコメントの資料に記載しておりますとおり、施行期日を令和2年4月1日と設定しております。今後12月議会に上程して、議決を受けた後、3カ月の周知期間を経て、令和2年4月1日に施行したいと考えております。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 このパブリックコメントの手續に関する水戸市の規程というのがあるんですよね。この規程の第1条では、条例制定に当たってはパブリックコメントを行って広く市民の声を聞くということとあります。しかし今回、その条例そのものがなくて、その要約しかないんですね。条例そのものをきちんとパブリックコメントで公表すべきではないかというのが1点です。

それから2つ目は、今回この手續の規程の説明趣旨の説明書を見ますと、パブリックコメントに当たって

は、この条例がどのようないわゆる法令に基づいて行われるのかというのをきちんと明記しなければならないとこう書いてあるんですよ、これね。要するに、根拠となる法令の趣旨をちゃんと書きなさいと書いてあるんですけど、その根拠の法令というのは何なのか書いていないので、ぜひこれを明らかにしてほしいというふうに思います。

そして、3つ目は今回制定しようとする条例には、問題点が非常にたくさんあるということで、例えば、駅前広場における署名運動、募金活動については、地域活性化のためのイベントについてはオーケーと。そして、それも許可、届け出のあったものができるということになってます。

そうすると、例えば、私たちがやっているいろいろなチラシの配布とか、あるいは消費税増税反対の宣伝とか、そういうものが今回の条例で規制できるようになっちゃうんですよ、これを見ると。

そして、さらにこの条例案の中には器物を設置してはならないということも書いてあるんですよ。そうすると、私たちが駅前で宣伝する場合に、のぼり旗を立てます。それからチラシも配ります。ハンドマイクも使用します。これが結局禁止されるということになってしまっていて、憲法第21条で保障された言論の表現の自由を規制するものになってしまうんじゃないかと、憲法違反の条例ではないかというふうに思います。

なぜ、こういうものを制定するのか。そして、その根拠とする法令は何なのか。憲法第21条違反じゃないかと思うんですが。この点ではどういうふうに考えていらっしゃるのかお答えいただきたい。

そして、このような条例を制定しなくても済むんじゃないかと。器物破損があれば器物破損罪ができるし、あるいは迷惑防止条例などでも適応できるので。なぜ、こんなものを急に制定するのか私には到底理解できない。こんなのは県内にはないんですよ。全国でもあんまりないものを、何でこんなに急にパブリックコメントをして12月の議会にかけるのかということをお聞きしたいんですけど、いかがでしょうか。

**○飯田委員長** 中庭委員ですね、これ、12月の上程を目指して今パブリックコメントが始まりましたが、令和2年4月1日施行ということで、意見を言うのはいいですけども、その全般の部分については答弁はもらえらると思いますが、中身のことについては、実際的なものになりますので、ちょっとその部分で、まず、答弁を。

〔「まだ議案にもなっていないんだからだめだよ」と呼ぶ者あり〕

**○飯田委員長** 黒澤都市計画課長。

**○黒澤都市計画課長** ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、1点目の条例そのものの案がパブリックコメント資料についていないという部分なんですけど、こちらにつきましては、パブリックコメントは市がこれから案を作成しようとする場合に、その案を作成する前に広く市民の意見を聞く、そのための手続でございます。

そのため、条例の条文については、このパブリックコメント、あるいは関係機関との協議等を経て、最終的には法制部局の審査を受けて作成し、その後議会に上程していくという形になるものでございますので、案が確定していない、今の段階において条例案をつくることは適当でないと考えてございます。

その他の御質問につきましては、すみません。条例の中身の話になってしまうと思いますので、議案として御審議いただくものであり、今の段階においては答弁を控えたいと思います。

**○飯田委員長** 中庭委員。

○中庭委員 やっぱり条例を制定するんだから、こういう条例の案なんだというのをきちんと市民に知らせて意見を聞くというのが普通ですよ。それをやらないで、単なる要約みたいなをつけてやるというのは、私はこれは市民の声を広く聞くということにならないと思うんですよ。

それともう一つはですね、このパブリックコメントの第3条ではですね、この政策を定める根拠となる、条例の中身を定める根拠となる法令の趣旨に合致するようなものにしなければならないと。どういう法令なのかね、どういう法令で、だって、書いてあるんですよ、これ。どういう条例に該当するかっていうのはこの中には全然書いてないんだから、これはおかしいんじゃないの。

まして、憲法で保障された思想信条の自由、表現の自由、言論の自由を規制するようなものになりかねない。こんなひどいものをやるのはおかしいんじゃないかと。県内ではないんですよ、こんなの。県内でもし制定したら初めてですよ、こんなの。どうなの、これは。

○飯田委員長 ちょっと待って。法令の趣旨というのは、例えば道路管理許可とかそういったことですか。

○中庭委員 例えばね、法令ということであれば、どの法令、どういう法律に基づくものなのかということが、これには何も書いていないわけです。ただここに書いてあるのは、安全で快適な環境の確保に関する条例だけれども、一体どういう法律のもとで、こんなものを制定するのかということが書いていないので。これは欠陥じゃないの、パブリックコメント。お答えください。

○飯田委員長 それでは答えられますか。

黒澤都市計画課長。

○黒澤都市計画課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

今回出している条例につきましては、地方自治法に基づきます自主立法権の範疇で定めるべきものと考えております。したがって、道路法ですとか、そういった上位法というのはないと考えておりますが、それで憲法違反云々という話になってしまいますと、やはり中身の話になってしまいますので、答弁は控えさせていただきます。

○飯田委員長 中身のほうは、だめだもんね。

○中庭委員 今、何でこんな条例をつくるのか。それも罰金5万円ですよ、これ。一番後ろに書いてある罰金5万円ということで、私は、こんな条例は認められないと思うんですよ。

特に、これを読むと、ローラースケート、スケートボード、これらに関する行為を禁止すると書いてあるんだよね。そうすると、オリンピックでスケートボードは正式種目になっているんですよ。これは県内で見ると規制するのではなくて、下館市、坂東市では、市営のスケートボード広場が建設されているんですよ。下妻市では1億円かけてつくったというふうに昨日聞いたと言っていました。

○飯田委員長 中庭委員。内容的なものについては控えてもらいたいんですよ。

○中庭委員 いやいや、だけれども、だって。

〔「今まで被害が出ていたんだろ」、「駅前広場でスケートボードやろうってなっちゃいますよ」と呼ぶ者あり〕

○中庭委員 だって、これ今、市民に対しては、広く市民の声を聞くってことをやっているわけでしょ。それで、私は市民でもあるし、市民の代表でもあるのが何でこう意見を述べられないの。議会で何で述べら



れないの。市民には、ちゃんと今パブリックコメントで求めているわけでしょ。こういう意見を出していただきって言うのに。それで、議員にもパブリックコメントしますって通知が来ましたよ、3日くらい前に。だから、ここで言うのは当たり前じゃないですか。

〔「じゃ、端的にまとめて話してよ」と呼ぶ者あり〕

○中庭委員 じゃ、まとめて話しますよ。

私はね、やはり特にローラースケート、スケートボードなどを対象に上げて、これを口実に規制をすると、言論、出版の自由とか表現の自由を規制するというやり方はおかしいと。特にローラースケート、スケートボードについて言えば、水戸市では平成18年に5,000名の署名が出されたんですよ。これね。スケートボード場をつくってくれと言うことで。平成18年1月23日付で水戸市にスケートボード場をつくる会から出されて、大人から子どもまで自由にスケートボードをやるようにしてほしいって言っているんですよ。お願いしてあるんです。それなのに、スケートボードを禁止すると。そして、市営のスケートボード場もつukらないということでやっています。

したがって、私はね、一般質問でもありましたよね。昨年6月議会の一般質問でスケートボード場をつくってほしいというのがありますので。私はね、こんなのを口実にして、高校生だとか、若者が自由に遊べる場をつくらなくて、違反したら5万円というやり方は、県内ではないし、私は非常に問題だというふうに思います。

以上、意見だけ述べた後で議会の中で12月議会でみっちり主張したいというふうに思います。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

五十嵐委員。

○五十嵐委員 私のほうから1点だけ、来月11月1日から始まります偕楽園の有料化につきまして、これは県で管轄していることも承知しておりますが、水戸市にあることから市民の多くの方からどういうふうになるんだと。それで、テレビ放送でも、ここでも、県議会でも、結構さまざまに意見が分かれています、ここで上田課長のほうでわかっている範囲で結構なんです、この有料化についての流れをちょっと教えていただければというふうに思います。お願いします。

○飯田委員長 上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 五十嵐委員の御質問にお答えいたします。

偕楽園の有料化につきましては、県のほうが令和元年11月1日からやっていくということをうかがっております。現在は有料化するに当たっての通用門、こちらのほうの建設を行っているということでございます。

〔「あとは午後の委員会で質問してくれ、特別委員会をやるから」と呼ぶ者あり〕

○上田公園緑地課長 次に料金につきましては、大人、高校生以上になります300円、子どもが150円と。70歳以上の方は半額ということでございます。

また、制度の中身につきましては、県民は基本的に無料、県外の方は有料。また、閉門、夕方に閉じてから、明け方朝、次の日の朝の午前9時まででは一律無料。ただし、梅まつり期間中については県民からも徴収するというところでございます。

次に、県民の確認方法などにつきましては、運転免許証などの住所が確認できる書類等で、ない場合には有料ということでしょうかっております。

券売場については全部で4カ所。今ごきます御成門は閉鎖するということごきます。表門、東門、好文亭下の南門付近、あと吐玉泉下の通路に新たに新設して計4カ所になるということごきます。

支払い方法などについては、現金、キャッシュレス対応などやっていくことをうかがっております。東門については、また自動券売機1機を設置予定ということごきます。

以上です。

○飯田委員長 ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 ないようですので、以上をもちまして、本日の都市建設委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時 2分 散会